

「慰安婦合意」違憲憲法訴願決定

(憲法裁判所 2019年12月27日決定)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

憲法裁判所 決 定

事 件 2016 헌마 253 日本軍慰安婦問題合意発表違憲確認

請 求 人 [別紙1]目録(略)の通り

請求人ら代理人 [別紙2]目録(略)の通り

被請求人 外交部長官

代理人(略)

宣告日 2019年12月27日.

主 文

- 1 請求人1、4、5、11、14、15、16、22、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41の本件審判請求をすべて却下する。
- 2 その余の請求者らに対する審判手続は[別紙3]記載の通り終了した。

理 由

1 事件の概要

請求人1ないし29は日帝により強制的に動員され性的虐待を受け「慰安婦」としての生活を強要された日本軍「慰安婦」被害者であり、請求人30、31は生存する日本軍「慰安婦」被害者の子、請求人32ないし41は死亡した日本軍「慰安婦」被害者の子である。

請求人らは2015年12月28日韓日外相会談共同記者会見を通じて発表された合意の内容が請求人らの人間としての尊厳と価値等を侵害したと主張し、2016年3月27日、上記のような合意内容の発表の違憲確認を求める本件憲法訴願審判を請求した。

2 審判の対象

本件の審判対象は「被請求人と日本国(以下「日本」という)外務大臣が2015年12月28日に共同発表した日本軍慰安婦被害者問題に関する合意内容(以下「本件合意」という)が請求人らの基本権を侵害したか否かである。

外交部ホームページに掲載された本件合意は次のとおりである。

[共同記者会見発表内容]

1. こんにちは。本日私は岸田外務大臣と会談を行い、日本軍慰安婦被害者問題を始めとする両国間の懸案と関心事について深い協議を行いました。
2. まず年末のお忙しい日程にも関わらず、岸田外務大臣におかれましては本日のこの会談のために訪韓していただき、感謝の言葉を申し上げたいと存じます。
3. みなさんもお存じの通り、わが政府は韓日国交正常化50周年を迎え両国間の核心的な過去事懸案である日本軍慰安婦被害者問題の早急な解決のために積極的に努力してきました。

4. 特に、去る 11 月 2 日の韓日首脳会談で朴大統領と安倍総理は「今年が韓日国交正常化 50 周年という転換点にあたる年だ」という点を念頭に置き、できる限り早期に慰安婦被害者問題を妥結するための協議を加速化しよう」という政治的決断を下し、その後局長級会議を中心にこの問題に対する両国間協議を加速化してきました。
5. 昨日行われた第 12 回局長級会議を含め、この間両国間の多様なチャンネルを通じた協議結果をもとに、本日岸田外務大臣と全力を尽くして協議した結果、両国が受け容れることのできる内容の合意を導き出すことができました。本日この席でその結果をみなさんに発表しようと思います。
6. まず、日本政府を代表して岸田外務大臣が本日の合意事項について日本側の立場を明らかにされ、続いて私が韓国政府の立場を発表することにします。

⇒ 岸田大臣言及内容

まず、日韓国交正常化 50 周年である本年の年末にソウルを訪問し、尹炳世^{ユンビョンセ}長官と極めて重要な日韓外相会談を開催することができたことをうれしく思います。

日韓間の慰安婦問題については、これまで両国局長級協議等において集中的に協議を行ってきました。その結果に基づき日本政府として以下を表明します。

①慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から日本政府は責任を痛感しています。安倍内閣総理大臣は日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明します。

②日本政府はこれまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒す措置を講じます。具体的には、韓国政府が元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復及び心の傷の癒しのための事業を行うこととします。

③日本政府は上記を表明するとともに、以上申し上げた措置を着実に実施することを前提に、今回の発表によりこの問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認します。あわせて、日本政府は韓国政府と共に、今後国連等の国際社会において、本問題について互いに非難・批判することを控えます。

また、すでに申し上げた予算措置についてはおよそ 10 億円程度を想定しています。以上申し上げたことは日韓両首脳^{ヨウブノウ}の指示によって協議を進めてきた結果であり、これにより日韓関係が新時代に突入することになると確信いたします。

以上です。

7. 次に本日の合意事項について韓国政府の立場を私が発表することにします。

韓日間の日本軍「慰安婦」被害者問題については、これまで両国局長協議等において集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として以下を表明する。

①韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの措置を評価し、日本政府が先に表明した措置を着実に実施することを前提に、今回の発表により日本政府と共にこの問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は日本政府の実施する措置に協力する。

②韓国政府は、日本政府が駐韓日本大使館前の少女像について公館の安寧・威厳の維持という観点から憂慮していることを認知し、韓国政府としても可能な対応方向についての関連団体との協議等を通じて適切に解決されるよう努力する。

③韓国政府は、今回日本政府の表明した措置が着実に実施されることを前提に、日本政府と共に、今後国連等の国際社会において、本問題について互いに非難・批判することを自制する。

8. 以上、韓国政府の立場を申し上げました。

9. 韓日国交正常化 50 周年であるこの年を越す前に岸田外務大臣とこの間の困難な交渉に終止符を打ち、本日この席で交渉妥結宣言をすることになったことを非常にうれしく思います。

10. 今後、今回の合意の後続措置が確実に履行され、険しい忍苦の歳月を耐えてこられた日本軍慰安婦被害者の方々々の名誉と尊厳が回復され、心の傷が治癒できることを心からお祈りします。

11. あわせて韓日両国間の最も困難な過去事懸案であった日本軍慰安婦被害者問題の交渉が終わったことを契機に新年には韓日両国が新しい気持で新しい韓日関係を開いていくことができることを心より願っています。

12. ありがとうございました。

3 請求人らの主張

ア. 請求人らが日本政府に対して損害賠償請求をする場合、本件合意が日本政府の責任回避の根拠として活用される可能性があるから、本件合意は請求人らの基本権に直接影響を与える公権力行使として憲法訴訟審判の対象になる。

イ. 本件合意中「同問題が最終的および不可逆的に解決されるものであることを確認」という内容の意味は明確ではない。しかしこれが、①韓国政府が請求人らに対する外交的保護を放棄するという意味であれば、日本軍「慰安婦」被害者の賠償請求権実現についての被請求人の具体的作為義務を履行しなかつただけでなく、現実的に賠償請求権実現の障がい加重させる結果をもたらし、請求人らの財産権、人格権、外交

的保護請求権等を侵害するものである。

一方、このような合意内容が、②請求人らの賠償請求権が消滅するという意味であれば、これは請求人らの財産権である損害賠償請求権に対する収容的侵害ないし収容類似的侵害として請求人らの財産権を侵害するものである。

ウ. 本件合意は日本の法的責任の認定と真正な謝罪、完全な賠償を含んでいないという点で請求人らの財産権、人格権等を侵害し、「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（以下「韓日請求権協定」という）第3条による紛争解決手続に乗り出す義務を履行したものであることはできない。また被請求人は本件合意をする過程で請求人らの手続参加を完全に排除したから、請求人らの手続的参与権と知る権利も侵害した。

4 判断

ア. 日本軍「慰安婦」被害者の賠償請求権および韓日請求権協定についての解釈上の紛争の存在

憲法裁判所は、日本軍「慰安婦」被害者が日本に対して有する賠償請求権が韓日請求権協定第2条第1項により消滅したか否かに関する韓日両国間の解釈上の紛争を韓日請求権協定第3条が定めた手続にしたがって解決せずにいる不作為が違憲か否かについて、次のように判断した（憲法裁判所 2011年8月30日 2006 헌마 788 参照）

「日本は韓日請求権協定により日本軍『慰安婦』被害者の日本に対する賠償請求権が消滅したという立場であるのに対し、韓国政府の立場は日本軍『慰安婦』被害者の賠償請求権は韓日請求権協定により解決された請求権に関する問題に含まれなかったというものであり、韓日両国の解釈の違い、すなわち韓日請求権協定第3条の『紛争』が存在する。日本軍『慰安婦』被害は日本と日本軍により強制的に動員され、その監視下に日本軍の性奴隷を強要されたことに起因するものであり、他にその例を見出すことができない特殊な被害であり、日本により広範囲に行われた反人道的犯罪行為に対して日本軍『慰安婦』被害者らが日本に対して有する賠償請求権は憲法上保障される財産権であるだけでなく、その賠償請求権の実現は無慈悲に持続的に侵害された人間としての尊厳と価値、及び身体的自由を事後的に回復するという意味を持つものであるから、その賠償請求権の実現を妨げることは憲法上財産権問題にとどまらず、根源的な人間としての尊厳と価値の侵害と直接関連がある。韓日請求権第3条による紛争解決の手続に乗り出す義務は憲法に由来する作為義務としてそれが法令に具体的に規定されている場合であると言えるから、解釈上の紛争を韓日請求権協定第3条が定める手続に従って解決せずにいる不作為は憲法に違反し日本軍『慰安婦』被害者の基本権を侵害する。」

イ. 本件合意及び後続措置の経過

(1) 2014年3月25日、核安保首脳会議中に開かれた韓米日首脳会談の過程で韓日両国は「慰安婦」問題を扱う局長級協議を開始することに合意し、韓国外交部東北亜

局長と日本外務省アジア大洋州局長の間で 2014 年 4 月 16 日から 2015 年 12 月 28 日、本件合意発表前日まで 12 回の局長級協議が行われた。

2015 年 2 月からは上記局長級協議とともに高位級非公開協議が進められ、2015 年 11 月 2 日韓日首脳会談で両国首脳は韓日国交正常化 50 周年であることを勘案して可能な限り早い期日内に「慰安婦」問題を妥結することに意見が一致し、高位級協議での合意内容を 2015 年 12 月 28 日韓日外交長官が口頭で確認し、共同記者会見を通じて発表した。そして韓日両国首脳が電話通話で追認した。

- (2) 合意の後続措置として 2016 年 7 月 28 日、日本政府が予算で全額を出捐した資金を使用し、和解癒し財団が設立され、出捐金中一部が生存被害者又は死亡被害者の遺家族中の各申請者に支援金として支給された。
- (3) 外交部は 2017 年 7 月 31 日、長官直属の「韓日日本軍慰安婦被害者問題合意検討タスクフォース」(委員長 1 名、副委員長 2 名、民間委員 3 名、外交部委員 3 名)を設置し、本件合意について評価を実施した。

2017 年 12 月 27 日、上記タスクフォースが発表した報告書では、本件合意について、「両国外交長官の共同発表と首脳の追認を経た公式的な約束であり、その性格は条約ではなく政治的合意」とした。

- (4) 被請求人は 2018 年 1 月 9 日本件合意の処理方法についての政府の意見を発表し、その内容は[別紙 4]の通りである。

ウ. 本件合意の性格及び基本権侵害の可能性

- (1) 憲法訴訟は公権力の行使または不行使により憲法上保障された基本権の侵害を受けた者がその侵害について救済を受けるために憲法裁判所に審判を請求する制度である。しかし審判対象である公権力行使が憲法訴訟を請求しようとする者の法的地位に影響を与えない場合には基本権侵害の可能性や危険性が認められないから、これを対象として憲法訴訟を請求することは許されない(憲法裁判所 2015 年 5 月 28 日 2014 헌마 926 参照)。
- (2) 条約の概念について、韓国憲法上明文の規定はない。ただし、憲法第 60 条第 1 項で国会は相互援助や安全保障に関する条約、重要な国際組織に関する条約、友好通商航海条約、主権の制約に関する条約、講和条約、国家や国民に重大な財政的負担を負わせる条約又は立法事項に関する条約の締結・批准に対する同意権を有すると規定しており、憲法第 73 条は大統領に条約締結権を付与しており、憲法第 89 条第 3 号では条約案は国务会議の審議を経るよう規定している。

国際法的に条約は国際法の主体が一定の法律効果を生じさせるために締結した国際法の規律を受ける国際的合意をいい、書面による場合がほとんどであるが、例外的に口頭の合意も条約の性格を持ちうる。

国家は場合によっては条約とは異なり法的効力ないし拘束力のない合意もするが、このような合意は多くの場合一定の共通の目標の確認や原則の宣言のように、拘束

力を付与するには余りにも抽象的であるか、具体性がない内容のものであり、概ね条約締結の形式手続を経ない。このような合意も合意内容が相互に遵守されるであろうという期待の下に締結されるので、合意を履行しない国家に対する抗議や批判の根拠となりうるが、これは法的拘束力とは区別される。

条約と非拘束的合意を区別するに当たっては、合意の名称、合意が書面で行われたか、国内法上要求される手続を経たかのような形式的な側面の他にも、合意の過程と内容・表現に照らして法的拘束力を付与しようとする当事者の意図が認められるか、法的効力を付与することができる具体的な権利・義務を創設しているかなど実体的側面を総合的に考慮しなければならない。これにより非拘束的合意と認められる場合には、それによって国民の法的地位が影響を受けないといえるので、これを対象とする憲法訴願審判請求は許されない。

- (3) 本件合意が両国の外交長官の共同発表と首脳の追認を経た公式的な約束であるという点は本件合意の経過に照らして明らかである。しかし、本件合意は書面で行われず、通常の条約に付与される名称や主に使われる条文形式を使用せず、合意の効力に関する両当事者の意思が表示されていないだけでなく、具体的な法的権利・義務を創設する内容を含んでいない。

具体的に検討する。まず、一般的な条約が書面の形式で締結されるのとは異なり、本件合意は口頭形式の合意である。韓日両国の外交部のホームページに掲載されたところによると、表題として大韓民国は「記者会見」、日本は「記者発表」という用語を使用し、一般的な条約の表題とは異なる名称を付け、韓日両国がそれぞれの立場を発表する形式を取り、①、②、③の番号を付けたが、これは通常の条約で使用される条文の形式ではない。口頭発表時には、審判の対象で検討したように、日本の外務大臣の場合、「以上申し上げた措置」を着実に実施することを前提に、大韓民国の外交部長官の場合、「先に表明した措置」を着実に実施することを前提に、各々「慰安婦」被害者問題の解決に言及したが、日本外務省のホームページに掲載された発表文では、日本の外務大臣は「上記②の措置」を着実に実施することを前提に、大韓民国外交部長官は「上記 1.②の措置」を着実に実施することを前提に、各々問題の解決を表示し、口頭発表の表現とホームページに掲載された発表文の表現さえ一致していない部分が存在した。また、合意の効力について非拘束的な意図を明示はしなかったが、国際法上拘束的意図を推定することができるほどの表現もやはり使用せず、全体的に曖昧又は日常的な言語で表現されている。

また、本件合意は韓日両国間の尖鋭な対立が存在する問題であり、国民の基本権と関連している日本軍「慰安婦」被害者の被害回復に関する問題を扱いながらも国務会議の審議や国会の同意などの上記(2)項で検討した憲法上の条約締結手続を経ず、簡易な内容の条約として慣行に基づいて処理される告示類条約のように条約番号の付与や告示もしなかったが、この点は日本でも同様である。

何よりも本件合意の内容上、韓日両国の具体的な権利・義務を創設したのかがはっきりしない。

本件合意の中で、日本の総理大臣が日本軍「慰安婦」被害者への謝罪と反省の気持を表示する部分の場合、日本軍「慰安婦」被害者の権利救済を目的としているのかが表されていないため、法的な意味を確定しがたい。また、本件合意には日本軍「慰安婦」被害者が被った被害の原因や国際法違反に関する国家責任が摘示されておらず、日本軍の関与の強制性や不法性もやはり明示されていない。しかも日本政府は本件合意後も継続して1965年の韓日請求権協定で日本軍「慰安婦」被害者問題が解決されたので法的責任が存在しないという立場を見せている。したがって、上記のような謝罪の表示が日本軍「慰安婦」被害者の被害回復のための法的措置に該当するとは言いがたい。

次に、日本軍「慰安婦」被害者支援のための財団設立と日本政府の出捐に関する部分は、内容の具体化如何により法的関係の創設と理解する余地がないわけではないが、本件合意に現れたのは「講ずる」、「することにする」、「協力する」のような表現に示されるように、具体的な計画や義務履行の時期・方法、不履行の責任が定められていない抽象的・宣言的内容だけである。本件合意には「しなければならぬ」という法律義務を指示する表現が全く使用されなかった。「およそ10億円程度」の日本政府の出捐金の規模が言及されたとはいえ、正確な出捐金額、時期、方法には言及が無く、上記のような出捐金の規模の言及は日本外務省のホームページ掲載の発表文には表示すらされなかった。結果的に日本政府の出捐と財団設立が行われたことは先に検討したとおりであるが、これを合意の法的拘束力によるものだと断定しがたい。国家間の政治的合意に基づく協力措置の実施はいくらでも可能であり、日本政府は過去にも「女性のためのアジア平和国民基金」を日本軍「慰安婦」被害者のための医療・福祉の用途に使用するようにしたことがある。

駐韓日本大使館前の少女像に関する大韓民国政府の見解表明の部分も、「日本政府の憂慮を認知し、関連団体との協議などを通じて適切に解決されるように努力する」というのみで、関連団体を特定せず、「適切な解決」の意味や方法を規定せず、解決時期と未履行に伴う責任も定めていないため、両国の権利・義務を具体化しているというべき内容がない。

そのほかに、日本軍「慰安婦」被害者問題の「最終的・不可逆的解決」、「国際社会での非難・批判の自制」に関する韓日両国の言及は、根本的に日本軍「慰安婦」被害者問題とは果たして何であるかについて共通の認識が存在しないこと、先に検討したように「最終的・不可逆的解決」と「非難・批判自制」の前提として言及された措置の実施について記者会見での口頭発表の内容と日本外務省のホームページに掲載された内容の表現が一致していないために、その前提の意味が不明確になった点、「国際社会での非難・批判」の意味や「自制」の意味、これに違反した場合の

制裁や責任が明示されていない点などから韓日両国の法的関係創設に関する意図が明らかに存在したとは言いがたい。

- (4) 先に検討した事情を総合すると、本件合意が法的拘束力のある条約に該当するとは言いがたく、一般的な一括賠償協定において見出すことができる具体的な請求権の放棄と裁判手続や法的措置の免除保証などが全く規定されなかったという点で、日本軍「慰安婦」被害者の賠償請求権の放棄や処分を扱ったものであるという状況ではない。
- (5) 被請求人は、本件合意の後、日本軍「慰安婦」被害者の名誉・尊厳の回復と心の傷の治癒のために政府がなすべきことをしていくためにあらゆる努力を尽くすものであり、被害者等の意見を広く集約して被害者中心の措置を模索することを表明し、本件合意が日本軍「慰安婦」被害者問題の真の解決になりえないという前提で、日本が真実を認めて被害者の名誉・尊厳の回復と心の傷の治癒のための努力を続けてくれることを期待して未来志向的協力のために努力するという立場を表明した。このような事情を総合すると、被請求人が本件合意を通じて外交的保護権の行使を放棄したとか、放棄する意思があったと断定するものではない。
- (6) 日本軍「慰安婦」被害者が経験した被害の深刻性の程度と被害が発生した歴史的脈絡にしたがい、それに相応する完全で効果的な被害の回復を実現するためには被害者中心アプローチが重要であるにも関わらず、本件合意過程で被害者の意見集約が足りなかった点などに照らしてみると、日本軍「慰安婦」被害者らが本件合意により受けた苦痛は決して軽いとは言えない。しかし先に検討したように、本件合意は日本軍「慰安婦」被害者問題の解決のための外交的協議の過程での政治的合意であり、過去事問題の解決と韓日両国間の協力関係の継続のための外交政策的判断であって、これに対する様々な評価は政治の領域に属する。本件合意の手続と形式においても、実質において具体的権利・義務の創設が認められず、本件合意を通じて日本軍「慰安婦」被害者らの権利が処分されたとか、大韓民国政府の外交的保護権が消滅したとは言えない以上、本件合意により日本軍「慰安婦」被害者らの法的地位が影響を受けるとは言えないので、上記被害者らの賠償請求権等の基本権を侵害する可能性があるとは言いがたい。したがって、本件合意を対象とする憲法訴願審判請求は許されない。

5 請求人2、3、6、7、8、9、10、12、13、17、18、19、20、21、23 請求に対する判断

本件審判請求後、請求人2等15名は[別紙3]記載の通り各々死亡し、上記請求人らの相続人らは審判手続の受継申請をしなかった。したがって上記請求人らについての本件審判手続は上記請求人らの死亡により終了した。

6 結論

そうであれば、請求人1、4、5、11、14、15、16、22、24、25、26、27、28、29、

30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41 の本件審判請求は不適法であるからこれをすべて却下し、その余の請求人らについての各審判手続は【別紙 3】記載の通り終了したから、裁判官全員の一致した意見により主文の通り決定する。

裁判長	裁判官	劉南碩 ^{ユナナムソク}
	裁判官	李宣厓 ^{イソンネ}
	裁判官	李錫兌 ^{イソクテ}
	裁判官	李垠厓 ^{イウンネ}
	裁判官	李悰錫 ^{イジョンソク}
	裁判官	李榮眞 ^{イヨンジョン}
	裁判官	金基潁 ^{キムキヨク}
	裁判官	文炯培 ^{ムンヒョクペ}
	裁判官	李美善 ^{イミソン}

[別紙 1] 請求人目録 (略)

[別紙 2] 請求人ら代理人目録 (略)

[別紙 3] 審判手続終了原因及び日付 (略)

[別紙 4] 被請求人の 2018 年 1 月 9 日発表全文

尊敬する国民のみなさん、

昨年 12 月 27 日、慰安婦 T F 結果報告書の発表に先立ち、私は被害者の皆さんなどの意見を謙虚に集約し、韓日関係に及ぼす影響も考慮しつつ 2015 年慰安婦合意に対する政府の立場を慎重に策定していくと述べたところであります。

その後、短い期間ではありますが、主務省庁である外交部と女性家族部を中心に被害者の方々と関連団体の声に耳を傾ける一方、隣国である日本との関係も正常に発展させていく方法を模索するために真剣に検討してきました。

このような過程で、何よりも被害者の方々の尊厳と名誉が回復されなければならないことを肝に銘じてきました。また、韓日二国間のレベルを越え、戦時女性性暴力に関する普遍的な人権問題である慰安婦問題が、人類の歴史の教訓であり、女性人権増進運動の国際的な里程標として位置づけられなければならないという点を重視しました。

併せて、北東アジアの平和・繁栄のために、韓日間の正常な外交関係を回復すべきであるという点も念頭に置きつつ政府の立場を慎重に検討してきました。

これらの点と、昨年末に発表された慰安婦合意検討 T F の結果をもとに策定した、この合意に対する政府の基本的な処理方向を申し上げたいと思います。

まず、韓国政府は慰安婦被害者の方々の名誉・尊厳の回復と心の傷の治癒のため、韓国政府がなすべきことをしていくために、あらゆる努力を尽くしていきます。

第二に、この過程で、被害者、関連団体、国民の意見を広く集約しつつ、被害者中心の措置を模索していきます。

一方、日本政府が出捐した和解・癒し財団の資金 10 億円は、私たちの政府予算で充当し、この基金の今後の処理方法については日本政府と協議することにします。

和解・癒し財団の今後の運営については、該当部署で被害者・関連団体・国民の意見を広く集約して後続措置を策定いたします。

第三に、被害当事者であるハルモニの方々の意思を適切に反映していない 2015 年の合意は、日本軍「慰安婦」被害者の問題の真の問題解決とはなりえません。

第四に、2015 年合意が両国間の公式の合意だったという事実は否定できません。これを勘案し、韓国政府は同合意について日本政府に対して再交渉を要求いたしません。

ただし、日本が自ら国際普遍基準に基づいて、真実をありのまま認め、被害者の名誉・尊厳の回復と心の傷の治癒のための努力を続けてくれることを期待します。

被害者ハルモニの方々が一様に望んでおられるのは、自発的で真真正正な謝罪です。

第五に、政府は真実と原則に立脚して歴史問題に取り組んでいきます。政府は過去事問題を賢明に解決して行くための努力を傾けるとともに、韓日両国間の未来志向的な協

力のために引き続き努力していきます。

最後に、本日申し上げた内容が、被害者の皆さんが望んでおられるところをすべて満たすものであるとは思いません。この点についてたいへん申し訳ないということを申し上げます。今後も政府は誠心と最善を尽くして、被害者の皆さんの意見を傾聴しつつ追加的な後続措置を策定していきます。